

ネット販売に取り組む事業者支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年4月1日付第202000327621号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、ネット販売に取り組む事業者支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内農林水産業経営体等が新たにインターネットによる販売を行う取り組みを支援し、県内農林水産業経営体等の所得向上、生産意欲の向上と本県産業の振興に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明ら

かになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）事業の中止又は廃止。

（2）本補助金の増額を伴う変更。

2 第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（収益納付）

第8条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
ネット販売事業	<p>新たにネット販売に取り組む県産品を取り扱う以下の農林水産業経営体等を対象とする</p> <p>（1）農林水産業経営体及び農林水産物を取り扱う卸・仲卸業者</p> <p>（2）県が実施するウェブ物産展等に参加した事業者</p> <p>（3）県産農林水産物を取り扱う食品加工事業者</p> <p>（4）その他、農林水産部長が認める県内事業者</p> <p>ただし、食のみやこ鳥取ブランド団体交付金の交付団体は除く</p>	<p>県産農林水産物及び農林水産加工品等をインターネット販売する上で必要な以下の経費</p> <p>通信環境整備費（インターネット回線の開設工事、無線ルーター開設、初期アドレス、レンタルサーバー代等）、ショップ開設費、出展料、ページ制作経費、広告宣伝費、コンサル費、セミナー参加・研修費、ネットショップ用商品の開発、改良に係る経費等</p>	1/2	200千円／1事業所

* 「新たにネット販売に取り組む」とは、自ら EC サイトに店を設けて販売した経験及び自らモール型 EC サイトへの出展した経験がないことを言う。

* 通信環境整備費については、初期開設に伴う経費で、事業実施年度内に係る経費のみを対象とする。

* 補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条）

年度ネット販売に取り組む事業者支援事業計画書

区 分	内 容
事業実施体区分	<p>該当するものに○で囲んでください。</p> <p>(1) 農林水産業経営体及び農林水産物を取り扱う卸・仲卸業者</p> <p>(2) 県が実施するウェブ物産展等に参加した事業者</p> <p>(3) 県産農林水産物を取り扱う食品加工事業者</p> <p>(4) その他、知事が必要と認める県内事業者</p>
補助事業の目的、期待される効果	
取り組み内容	<p>※現在の事業実施内容を記載すること。</p> <p>※実施予定期間、実施内容等、具体的にわかるよう記載すること。</p> <p>※一部を外部委託する場合は相手先概要、委託内容を記載すること。</p>
完了予定年月日	年 月 日
他の補助金の活用 の有無	有 無 ※いずれかを選択してください。
	活用する補助金等名称
	助成元の団体名、連絡先
	※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。
県内事業者への発注が困難である理由	
消費税等の取扱い	<p>(申請時点) 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者</p> <p>※いずれかを選択してください。</p>
担当者連絡先	<p>担当者名 ()</p> <p>電話、ファクシミリ、電子メール：</p>

(添付書類)

- ・申請事業の参考となる資料（内容がわかるもの）

様式第2号（第4条関係）

年度ネット販売に取り組む事業者支援事業 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内容
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

※控除すべき収入、他の補助金の活用がある場合は、収入の具体的内容を明記すること。

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内容
合計		

※区分には、通信環境整備費、ショップ開設費、出展料、ページ制作経費、広告宣伝費、コンサル
費、セミナー参加・研修費、ネットショップ用商品の開発、改良に係る経費等の区分を記載し、積
算内容を明記すること。

別紙

種 目・項 目	補助金を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度ネット販売に取り組む事業者支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったネット販売に取り組む事業者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「ネット販売に取り組む事業者支援事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、ネット販売に取り組む事業者支援事業費補助金交付要綱（令和3年〇月〇日付第2021〇〇〇号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年度ネット販売に取り組む事業者支援事業実績報告書

区 分	内 容
実施事業の取り組み内容	
実施補助事業の効果	<p>※実施期間、実施内容等、具体的にわかるよう記載すること。 ※一部を外部委託した場合は、委託内容を記載すること。</p>
完了年月日	年 月 日
他の補助金の活用 の有無	有 無 ※いずれかを選択してください。
	活用する補助金等名称
	助成元の団体名、連絡先
	※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。
消費税等の取扱い	（申請時点） 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。
担当者連絡先	担当者名 （ ） 電話、ファクシミリ、電子メール：

（添付書類）

- ・その他実施内容の参考となる資料（ネット販売を行ったことがわかる資料）

年度ネット販売に取り組む事業者支援事業 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算内容
県補助金			
自己負担金			
その他			
合計			

※控除すべき収入、他の補助金の活用がある場合は、収入の具体的内容を明記すること。

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算内容
合計			

※区分には、通信環境整備費、ショップ開設費、出展料、ページ制作に係る経費、広告宣伝費、コンサル費、セミナー参加・研修費、ネットショップ用商品の開発、改良に係る経費等の区分を記載し、積算内容を明記すること。

※交付申請に当たり補助事業に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、仕入控除税額を含む経費で交付申請をすることができる。

様

所 在 地
名 称
代表者名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった、ネット販売に取り組む事業者
支援事業費補助金について、ネット販売に取り組む事業者支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

- 5 添付資料
 - (1) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額の精算の内訳
 - (2) その他、参考となる資料